

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第六十六号

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関

係条例の整備に関する条例

(職員との給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第五条の二中「第二十八条の五第一項」の下に、「又は第二十八条の六第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項」を加え、「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。)(第二条第二項」を「勤務時間等条例第二条第三項」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)(第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)(の給料月額は、当該職員に適用される給料表において当該職員の属する職務の級及び当該職員が受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。)(第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)(を乗じて得た額とする。

第五条の二に次の一項を加える。

3 育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)(の給料月額は、前条の規定により決定された号給に応じた額に、勤務時間等条例第二条第四項の規定により定められたその者

の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第六条の二中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号。以下「育児休業法」という。）第二条の規定により育児休業」を「育児休業法第二条の規定による育児休業（第二十一条の三において「育児休業」という。）」に改める。

第十二条第二項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第十四条の四第一項中「及び」を「並びに」に改め、「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第十四条の五第一項中「常時勤務の者及び」を「常時勤務の者並びに」に改め、「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第十五条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第十八条第四項中「給料」の下に「の月額（育児短時間勤務職員にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）」を加え、同条第五項中「給料の月額」の下に「（育児短時間勤務職員にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）」を、「給料月額」の下に「（育児短時間勤務職員にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）」を加える。

第十八条の四第三項中「給料の月額」の下に「（育児短時間勤務職員にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）」を加える。

第十八条の五第四項中「給料月額」の下に「（育児短時間勤務職員にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）」を加える。

第十九条の二第三項中「再任用職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第二十条中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第二十一条の二次に次の一条を加える。

（育児休業をしている職員の給与）

第二十一条の三 育児休業をしている職員には、その育児休業をしている期間については、次の各号に掲げる職員に対する当該各号に定める給与を除き、この条例に定める給与は支給しない。

一 第十八条第一項に規定するそれぞれの期末手当基準日に育児休業をしている職員のうち、期末手当基準日以前三箇月以内（期末手当基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内）の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員 当該期末手当基準日に係る期末手当

二 第十八条の四第一項に規定するそれぞれの勤勉手当基準日に育児休業をしている職員のうち、勤勉手当基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員 当該勤勉手当基準日に係る勤勉手当

三 第十八条の五第一項に規定するそれぞれの期末特別手当基準日に育児休業をしている職員のうち、期末特別手当基準日以前三箇月以内（期末特別手当基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内）の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員 当該期末特別手当基準日に係る期末特別手当

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第二条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「及び地方公務員法」を「並びに地方公務員法」に改め、「第二十八条の五第一項」の下に「又は第二十八条の六第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項」を、「再任用短時間勤務職員」という。）の下に「及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百号。第七条第二項において「育児休業法」という。）第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（第七条第二項において「任期付短時間勤務職員」という。）」を加える。

第七条第二項中「再任用短時間勤務職員にあつては、その額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を」を「育児休業法第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあつてはその額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、再任用短時間勤務職員にあつてはその額に同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に同条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第三条 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「給料が」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百号。以下「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員については育児短時間勤務をしなかつたと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受ける

べき給料月額とし、給料が」に、「給料の日額」を「給料の日額」に改め、「相当する額」の下に「とする」を加える。

第六条の四第一項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）」を「育児休業法」に、「又は」を「若しくは」に、「除く。以下」を「除く。」又は育児短時間勤務をした期間のある月（育児短時間勤務をしていない日のあつた月を除く。）（以下これらを）に改める。

第七条第四項中「限る。」の下に「及び育児短時間勤務をした期間」を加える。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第四条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年広島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条の二、第七条並びに第九条第一項及び第二項」を「第七条、第八条及び第十九条第一項」に改める。

第二条第六号中「育児休業」を「職員が育児休業」に、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第三条中「第二条第一項」を「第二条第一項ただし書」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第五条第一号中「育児休業に係る子を職員」を「職員が育児休業により養育している子を当該職員」に改める。

第六条中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第三号中「部分休業をしようとする」を「職員が部分休業により養育しようとする」に、「部分休業により養育しようとする子」を「養育しようとする子」に、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第七条の見出し中「部分休業」の下に「の承認」を加え、同条中「一日を通じて二時間（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）第十三条の規定に基づく人事委員会規則の規定による育児時間を承認されている職員については、二時間から当該育児時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、三十分」を「三十分」に改め、同条に次の一項を加える。

2 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）第十三条の規定に基づき人事委員会規則の規定による育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第八条に見出しとして「（部分休業の承認の取消事由）」を付する。

第五条 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条、第八条及び」を「第十条第一項及び第二項、第十八条第三項並びに」に改める。

第三条第四号を次のように改める。

四 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

第五条の三を削る。

第九条を第十六条とする。

第八条中「第五条」を「第十一条」に改め、同条を第十五条とする。

第七条第二項中「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）」を「勤務時間等条例」に改め、同条を第十四条とする。

第六条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え、同条を第十三条とする。

二 育児短時間勤務をしている職員

第五条の二の見出し中「任期付採用職員の」を「育児休業に伴う任期付採用に係る」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の六条を加える。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第七条 育児休業法第十条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 非常勤職員

二 臨時的に任用される職員

三 育児休業法第六条第一項の規定により任期を定めて採用された職員

四 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している職員

五 育児短時間勤務（育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

六 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第八条 育児休業法第十条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第十一条第二号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

二 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

三 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

四 育児短時間勤務の承認が、第十一条第三号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

五 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

六 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障

が生じることとなったこと。

（育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態）

第九条 育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号。第十四条第二項において「勤務時間等条例」という。）第四条第一項の規定の適用を受ける職員の次に掲げる勤務の形態（勤務日を引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。

一 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

二 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第十条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、人事委員会規則で定めるところにより、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の一月前までに行うものとする。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第十一条 育児休業法第十二条において準用する同法第五条第二項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったこと。

二 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務の承認を行うこととなったこと。

三 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務の承認を行うこととなったこと。

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新）

第十二条 第六条の規定は、育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員の任期の更新について準用する

（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）

第六条 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十二時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第二条第二項中「第二十八条の五第一項」の下に「又は第二十八条の六第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項」を加え、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。第四項において「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の一週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、任命権者が定める。

第三条第一項中「任命権者は」の下に「、育児短時間勤務職員については必要に応じて、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日設けるものとし」を、「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、「、これらの日に加えて、月曜日」を「日曜日及び土曜日に加えて月曜日」に改め、同条第二項中「ただし」の下に「、育児短時間勤務職員については一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い一日につき八時間を超えない範囲内で勤務を割り振るものとし」を、「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、「、一週間」を「一週間」に改める。

第四条第二項中「八日（再任用短時間勤務職員にあつては、八日以上）の週休日を設けなければならない」を「八日の週休日（育児短時間勤務職員にあつては八日以上で当該育児短時間勤務の内容に従つた週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては八日以上）の週休日」を設けなければならない」に改め、「必要」の下に「（育児短時間勤務職員にあつては、当該育児短時間勤務の内容）」を加え、「八日（再任用短時間勤務職員にあつては、八日以上）の週休日を設けること」を「八日（育児短時間勤務職員並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、八日以上）の週休日設けること」に改め、「割合で週休日」の下に「（育児短時間勤務職員にあつては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従つた週休日）」を加える。

第七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、当該断続的勤務を命じることができる。

第七条第三項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、当該断続的勤務以外の勤務をすることを命じることができる。

第十二条第一項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第十六条第一項中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第七条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年広島県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「育児休業の期間」の下に「及び勤務時間を短縮された期間(次項において「派遣期間中の育児休業等の期間」という。)」を加え、同条中第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 派遣職員に関する退職手当条例第七条第四項の規定の適用については、派遣期間中の育児休業等の期間は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)の規定による育児休業及び育児短時間勤務の期間とみなす。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第八条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第五条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 第一号任期付研究員又は第二号任期付研究員のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(第七条第二項において「育児短時間勤務」という。)(の承認を受けた職員(第七条第二項において「育児短時間勤務職員」という。)(の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額又は前項の規定により決定された給料月額に、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号。以下「勤務時間条例」

という。(第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第七条第一項中「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号。以下「勤務時間条例」という。)」を「勤務時間条例」に改め、同条第二項中「五日間」の下に「(当該第一号任期付研究員が育児短時間勤務職員である場合にあつては、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従つた週休日(勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日をいう。)(以外の日)」を、「八時間の勤務時間」の下に「(育児短時間勤務職員については、当該育児短時間勤務の内容に従つた勤務時間)」を加える。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第九条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第六条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 特定任期付職員のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員の給料月額、その者の受ける号給に応じた額又は前項の規定により決定された給料月額に、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号)(第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第十条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和二十八年広島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条の二中「第二十八条の五第一項」の下に「又は第二十八条の六第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項」を加え、「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号)第二条第二項」を「勤務時間等条例第二条第三項」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号。第三項において「育児休業法」という。)(第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員の給料月額は、当該職員に適用される給料表において当該職員に属する職務の級及び当該職員の受ける号給に依じた額に、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号。以下この条において「勤務時間等条例」という。)(第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第四条の二に次の一項を加える。

- 3 育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（第十条の二において「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条の規定により決定された号給に応じた額に、勤務時間等条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第十条の二中「再任用職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、公布の日から施行する。

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十七年広島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第二項第二号中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改め、同項第三号中「第六条第四項」を「第六条第五項」に改める。